

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例(平成27年10月2日京都市条例第8号)(文化市民局地域自治推進室)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の施行に伴い,当該事務に係る手数料を定めることとしました。

また,行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)の施行により住民基本台帳法の一部が改正され,住民基本台帳カードの交付等に関する事務が廃止されることに伴い,規定を整備することとしました。

主な内容は,次のとおりです。

- 1 通知カードの再交付手数料:1枚につき500円
- 2 個人番号カードの再交付手数料:1枚につき800円
- 3 住民基本台帳カードの交付又はその交付を受けた住民基本台帳カードの再交付手数料を規定から削除する。

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から,第2条の規定は平成28年1月1日から施行することとしました。

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年10月2日

京都市長 門川 大作

京都市条例第8号

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例

第1条 京都市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第9条から第13条までを1条ずつ繰り下げる。

第8条の次に次の1条を加える。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく事務に係る手数料の徴収)

第9条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項の規定に基づき交付を受けた通知カードの再交付について、1枚につき500円の手数料を徴収する。

別表第6中「第9条関係」を「第10条関係」に改める。

第2条 京都市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

第9条中「第7条第1項」を削り、「基づき交付を受けた通知カードの再交付」を「基づく事務」に、「1枚につき500円の」を「別表第6に掲げる」に改める。

第10条中「別表第6」を「別表第7」に改める。

別表第3中

「

法第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付		350
法第30条の4第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付又はその交付を受けた住民基本台帳カードの再交付	1枚	500

を

」

法第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付		350	に
--	--	-----	---

改める。

別表第6を別表第7とし、別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6（第9条関係）

区 分	手数料（1枚につき）
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この表において「法」という。）第7条第1項の規定に基づき交付を受けた通知カードの再交付	円 500
法第17条第1項の規定に基づき交付を受けた個人番号カードの再交付	800

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

（文化市民局地域自治推進室）